

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

働き方改革
関連

「労働時間の状況の把握義務と医師の面接指導」

～平成31年4月1日 改正労働安全衛生法施行～

2019(平成31)年4月1日改正の労働安全衛生法では、労働者の健康確保を目的として、これまでの制度の強化や事業主に対する新たな義務が設けられています。

■労働時間の状況の把握義務(労働安全衛生法第66条の8の3 新設)

| | |
|--------------------|---|
| 把握の対象 | すべての労働者 *管理監督者、裁量労働制の者を含む。 |
| 把握方法(原則) | タイムカードによる記録、パソコン等の使用時間の記録など 客観的な方法による(記録の作成と3年間の保存義務あり) |
| やむを得ず自己申告とする場合(例外) | ①自己申告により把握した労働時間と入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合は、実態調査を行い、労働時間について補正を行うこと。 ②自己申告できる時間数に上限を設ける等、適正な自己申告を阻害する措置の禁止。 |

■長時間労働者に対する医師の面接指導対象者の拡大(労働安全衛生法第66条の8)

医師の面接指導が必要な従業員の労働時間の要件が月100時間から月80時間に引き下げ。

休憩時間をのぞき、週40時間を超えて労働させた時間が月80時間を超えており、疲労の蓄積がみとめられる場合

+

本人の申し出

実施義務

*週40時間を超える労働時間数の算定式

$$\text{当月総労働時間数} - (40\text{H} / 7\text{日} \times \text{当月暦日数})$$

*週40時間を超えて労働させた時間が月80時間を超えた場合、速やかに労働者にその超えた時間数等の情報を通知する義務あり。

医師(産業医等)による面接指導

*その他、産業医に関する事業主の義務など産業保健機能強化のための改正が行われました。

詳しくはこちらをご覧ください。 [労働安全衛生法改正2019](#) で検索

働き方改革関連法サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

パンフレット 「事業主・産業医・その他産業保健関係者の皆様へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000484079.pdf>